

下関市豊田地域広域協定運営委員会設立

～共同活動の継続で持続可能な農村を～
ホタルの里の農業を守る



下関市豊田町において、地域の保全と持続可能な農業を目指し「下関市豊田地域広域協定運営委員会」が4月10日に設立されました。

当地域は平成19年度より「殿居地域保全隊」「豊田中地域保全隊」「豊田東地域保全隊」の3活動組織でそれぞれ活動（農地維持、資源向上）に取り組んで来られました。しかしながら、農業を取り巻く非常に厳しい状況に対応し、今後も本制度を継続して取り組むための方策として、平成



30年1月から広域化検討委員会を定期的で開催し、合意形成を図りながら設立の運びとなりました。

設立総会では、下関市豊田町土地改良区吉本理事長より「耕作放棄地の解消が大きな課題となっている。広域化により組織強化を図り、あわせて法人化を進め農地を守っていく。そして産地交付金を活用しながら、農村振興を進めることで、より収益性の高い団体として農業経営ができれば、この広域化組織設立の意味合いが大きい。」と挨拶をされました。

また、山口県下関農林事務所福本所長の祝辞に続き、下関市長からのお祝いのメッセージとして、「新たな時代の幕開けとなる、新元号令和を迎える年に相応しく、本運営委員会が山口県下最大の取組面積を持つ広域活動組織となり、ますますの御発展を祈念したい。」と下関市豊田総合支所の藤本支所長よりご披露がありました。

引続き議事に入り、すべての議事が承認され山口県下最大の取組面積となる広域活動組織が誕生しました。

・・・組織の概要・・・

農地面積	1,001.5ha(田	973.9ha	畑	27.6ha)				
施設	水路	229.4km	パイプライン	11.0km	農道	89.1km	ため池	89箇所
交付金額	農地維持	29,771,300円/年						
	資源向上(共同)	17,829,612円/年						
	資源向上(長寿命化)	43,407,000円/年						
	合計	91,007,912円/年						

＜対策のポイント＞

高齢化や人口減少が著しい中山間地域等において、農業生産活動が継続的に行われるよう、集落の活動体制の維持・強化を推進しつつ、引き続き第4期対策（平成27～31年度）を実施します。

＜政策目標＞

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地8.0万haの減少を防止【平成27年度～31年度まで】

＜事業の内容＞

1. 中山間地域等直接支払交付金 25,890 (25,890) 百万円

- 中山間地域等の農業生産活動を継続できるよう、新たな人材の確保や集落間で連携した活動体制づくりを後押ししつつ、とりわけ条件の厳しい超急傾斜地の農用地の保全・活用に関する活動への支援を強化します。
- 担い手を支える地域の体制を強化するため、モデル地区における試行的な加算措置及び個人受給額の上限緩和（250万円→500万円）を実施します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20～)	21,000
	緩傾斜 (1/100～)	8,000
畑	急傾斜 (15度～)	11,500
	緩傾斜 (8度～)	3,500

田：急傾斜
(傾斜：1/20)

21,000円/10a

畑：急傾斜
(傾斜：15度)

11,500円/10a

2. 中山間地域等直接支払推進交付金 454 (450) 百万円

- 制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県及び市町村等の推進体制を強化します。

※ 下線部は拡充内容

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援

【対象地域】 中山間地域等（地域振興8法等指定地域及び知事が定める特認地域）
 【対象者】 集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等
 【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動（農作業委託等による耕作放棄の防止、鳥獣害対策等）
- ② 体制整備のための前向きな取組（生産性向上の取組、女性・若者等の参画、持続可能な生産体制の構築）

【加算措置】

＜集落連携・機能維持加算、超急傾斜農地保全管理加算＞

項目	10a当たり単価	
集落連携・機能維持加算	①広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援 ②小規模・高齢化集落の農用地の生産維持を支援	地目にかかわらず 3,000円 田：4,500円 畑：1,800円
超急傾斜農地保全管理加算	超急傾斜農地（田：1/10～、畑：20度～）の保全や有効活用を支援	田・畑：6,000円

＜地域営農体制緊急支援試行加算＞

※ 試行加算はモデル地区において国費定額で実施

項目	10a当たり単価	
人材活用体制整備型	新たな人材の確保・活用を進めるための取組や体制整備、それらを通じて担い手が営農に専念できる環境整備等を支援	地目にかかわらず 3,000円
集落機能強化型	主として営農を実施してきた集落が、地域の公的な役割も担う団体（地域運営組織等）を設立するなど、集落機能を強化する取組を支援	地目にかかわらず 3,000円
スマート農業推進型	省力化技術を導入した営農活動や農地、施設の管理等、少人数で効率的に営農を継続できる環境整備を支援	地目にかかわらず 6,000円

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)